

はじめに

令和6年度近畿支部消防法令違反是正事例発表会が11月15日、中央区文化センター（神戸市中央区）で開催され、大阪府・兵庫県の各消防本部の査察担当者を中心に、175名が参加しました。

この事例発表会は、（一財）日本消防設備安全センターの協力のもと、毎年全国9消防長会支部ごとに開催されています。消防職員が、消防法令違反に対して是正指導を行った事例などを発表し、全国違反是正支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）から助言を受けるものです。

事例発表として、豊岡市消防本部（兵庫県）、吹田市消防本部（大阪府）がそれぞれ消防法令違反是正事例を発表し、是正方法などについてアドバイザーと意見交換を行いました。

ここでは、それらの事例発表と、（一社）兵庫建築士事務所協会副会長の岡田俊彦氏による教育講演の内容を紹介します。

事例発表

店舗併用住宅の敷地内に新築した防火対象物を接続していた違反是正事例（豊岡市消防本部）

豊岡市消防本部から、坂本消防司令補（予防課指導係長）、森垣消防士長（予防課予防係）が、新築により防火対象物が接続されて生じた違反事例について発表しました。

木造3階建て延面積約285㎡の複合用途防火対象物（物品販売店舗と住宅）と、敷地内に新築した鉄骨造3階建て延面積約640㎡の物品販売店舗を接続したことにより、屋内消火栓設備をはじめ多くの消防用設備等の未設置や防火管理者の未選任等、ハード・ソフト両面での消防法令違反となった事例を、建築部局と連携しながら是正させた経緯が報告されました。

■アドバイザーからのコメント

長期未査察対象物を減らすことに加え、将来的に状況が怪しくなると思われる対象物については、データを整理・記録し、担当者が代わっても確実に引

■アドバイザーからのコメント

命令該当項目が複数ある場合の命令の発動時期や履行期限についての考え方、消防法令違反がテナント専有部分にある場合の名あて人に対する考え方や、「やるやる」と言うだけで一向に実行しない関係者に対するアプローチの仕方などの助言がありました。

教育講演

建築の危険な隙間―建築基準法規制緩和と制度的な隙間「クレバス」の拡大

（一社）兵庫建築士事務所協会副会長 岡田俊彦氏

尼崎市消防局に消防吏員として数年間の勤務経験があり、スペースプロ一級建築士事務所の代表・一級建築士として数々の著名な建築物に携わるなど、幅広く活躍されてきた岡田氏。建築基準法の規制緩和と制度によって広がる危険性を、クレバス（氷河や雪渓などに形成された深い切れ目）になぞらえ、親



教育講演を行う岡田氏

しみある語り口で、自身の吏員時代の立入検査時のエピソードを交えながら講演されました。

建築行政の規制緩和の流れの中で、様々な

A棟とB棟の接続状況（平面図）

平成20年12月8日立入検査時

1階

A棟、B棟接続時の概要
 延べ面積：942.10㎡
 用途：4項
 収容人員：112人
 無窓階判定：各階とも普通階

豊岡市消防本部による発表

き継いでいく体制を取る、などの助言がありました。また、建物を増築したり接続しようとするときは、関係者から消防に申し出てもらう仕組みを作っていくことが有効で、大阪市の消防法違反を未然に防ぐ取組などが紹介されました。

長期未正は許さない―査察業務1年目の違反処理（吹田市消防本部）

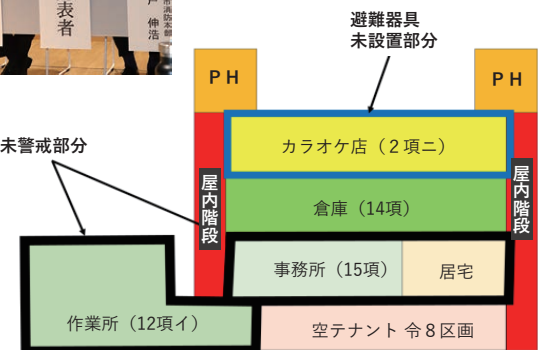
吹田市消防本部から、矢仲消防副士長（総務予防

危険性が増加しつつあることやその問題点などについて解説されました。

おわりに

各消防本部の発表は、いずれも日常業務でよく遭遇し、その対応に苦慮することが多い事例でした。受講後アンケートには、「他本部の違反是正の方法が今後の参考になった」「類似事例への対応がイメージできた」等の声があり、受講者の満足度が高かったことがうかがえます。

昨今の報道等を見ると、多数の死傷者が発生した火災・事故の後には、責任の所在や行政の権限行使について問われる傾向にあることが分かります。消防職員としては、火災危険を軽減させるため、消防法令違反を適切に指導し、それでも改善が見られない場合は警告、命令等の違反処理により是正させ、行政の姿勢を問われることがないよう努める必要があります。消防を取り巻く環境も複雑多様化の中で、この発表会が一助となり、更なる業務の推進と今後の違反是正につながることを願っています。



吹田市消防本部による発表